第二十七条の六第一項	主務省令	文部科学省令
	審議会等	教育、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識を有する者のうちから当該所管行政庁があらかじめ指定する者（以下「専門的な知識を有する者」という。）
第二十七条の六第二項及び第三項	審議会等	専門的な知識を有する者
第二十七条の七	主務省令	文部科学省令
	主務大臣	文部科学大臣

第八十二条中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、「特別支援学校に」の下に「、第二十八条第二項の規定は特別支援学校の幼稚部に」を加える。

（教育職員免許法の一部改正）

第四条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「に規定する保育士の登録をして」を「又は第十八条の二十八第一項の登録を受けて」に改める。

（児童虐待の防止等に関する法律の一部改正）

第五条　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「又は」の下に「同項若しくは同条第二十一項の規定により登録一時保護委託者等（同条第二項に規定する登録一時保護委託者等をいう。以下同じ。）若しくは」を加える。

第十一条第五項中「、又は」の下に「同項若しくは同条第二十二項の規定により登録一時保護委託者等若しくは」を加える。

第十二条第一項中「若しくは第二項」を「、第二項、第二十一項若しくは第二十二項」に改め、「一時保護」の下に「（以下「第三十三条一時保護」という。）」を加え、同条第二項中「前項の施設」を「措置施設」に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護」を「第三十三条一時保護」に、「きたす」を「来す」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第三十三条一時保護が行われている児童に対して当該児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該児童と当該保護者との面会又は通信を認めたとすれば当該児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときは、児童相談所長は、内閣府令で定めるところにより、当該面会又は通信の全部又は一部を制限することができる。

第十二条に次の一項を加える。

5　第三十三条一時保護が行われている児童に対して当該児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該児童の保護に著しい支障を来すと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第十二条の二第一項中「適当な」を「同項若しくは同条第二十一項の規定により登録一時保護委託者等若しくは適当な」に改める。

第十二条の三中「児童相談所長は、」の下に「児童虐待を受けた児童について」を加え、「、児童虐待を受けた児童について」を削り、「いる、」を「いる場合」に、「適当な」を「同項若しくは同条第二十一項の規定により登録一時保護委託者等若しくは適当な」に改める。

第十二条の四第一項中「児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護」を「第三十三条一時保護」に改め、同条第五項中「児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護」を「第三十三条一時保護」に、「。同法」を「。児童福祉法」に改める。

第十三条第二項及び第十三条の二中「第三十三条第二項」の下に「若しくは第二十二項」を加える。

第十三条の三第一項中「第四十三条第二項」を「第四十三条第四項」に改める。

第十三条の五中「同法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護」を「第三十三条一時保護」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第六条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、「同じ。）」と」の下に「、同法第二十八条第二項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）の表第二十七条の二第二項第三号の項中「含む。）が設置する幼稚園」とあるのは「含む。以下この号において同じ。）が設置する幼稚園又は構造改革特別区域法第十二条第一項の認定を受けた市町村の長（以下「認定市町村長」という。）が設置を認可した幼稚園」と、「当該」とあるのは「地方公共団体が設置する幼稚園にあっては当該」と、「教育委員会」とあるのは「教育委員会、認定市町村長が設置を認可した幼稚園にあっては当該認定市町村長」と、同表第二十七条の五第一項ただし書の項下欄中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は市町村長」と」を加え、同条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第十三条第一項中「すべて」を「全て」に、「学校設置非営利法人」と」を「学校設置非営利法人」と」に、「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、「同じ。）」と」の下に「、同法第二十八条第二項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）の表第二十七条の二第二項第三号の項中「含む。）が設置する幼稚園」とあるのは「含む。以下この号において同じ。）が設置する幼稚園又は構造改革特別区域法第十三条第一項の認定を受けた市町村の長（以下「認定市町村長」という。）が設置を認可した幼稚園」と、「当該」とあるのは「地方公共団体が設置する幼稚園にあっては当該」と、「教育委員会」とあるのは「教育委員会、認定市町村長が設置を認可した幼稚園にあっては当該認定市町村長」と、同表第二十七条の五第一項ただし書の項下欄中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は市町村長」と」を加え、同条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第七条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　幼保連携型認定こども園（第九条―第二十七条）」を「第三章　幼保連携型認定こども園（第九条―第二十七条）　第四章　入園児虐待の防止等（第二十七条の二―第二十七条の八）」に、「第四章」を「第五章」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第三条第一項中「第四章」を「第五章」に改め、同条第五項中「国立大学法人を含む。」の下に「第四章を除き、」を加える。

第十五条第一項中「登録（」の下に「同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域に所在する幼保連携型認定こども園に勤務する者にあっては、同法第十八条の十八第一項の登録又は当該認定地方公共団体の長による同法第十八条の二十八第一項の登録。」を加え、「単に」を削る。

第十九条第一項中「長。」の下に「次章、」を加える。

第六章を第七章とする。

第三十四条第一項中「（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）」を削る。